

斜面崩壊対策の予算に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年十月二十九日

姫井由美子

参議院議長江田五月殿

斜面崩壊対策の予算に関する質問主意書

人工公物である道路は、河川などの自然公物と違つて、供用が開始されて以降は一定の安全性が確保されるべきものであり、たとえ予算に制約があつたとしても、防災対策を怠つてはならない。

同時に、経済的な面から見ても、斜面崩壊によつて道路の利用が不可能になつたならば、場合によつては巨額の復旧工事費用が発生するとともに、道路が寸断されることによつて地域経済に多大な損失が生じる。したがつて、ある程度の予算は手当としてでも、出来る限り斜面崩壊を事前に防ぐ取組が賢明な政策対応ということになる。

そこで、以下質問する。

一 道路における斜面崩壊を防ぐことを直接、間接に目的とした予算額について、一九九九年度から二〇〇八年度までの一〇年間の推移を示されたい。

二 大雨や台風によつて、道路が斜面崩壊の土砂で通行不能になつた場合、地域産業や住民生活に多大な影響が及ぶことになるため、事前の斜面崩壊対策が効果的であると考えるが、政府の認識を示されたい。

三 国の財政事情が厳しいため公共事業予算を削減せざるを得ない中にあつて、国民の生命と身体、生活を

守るための予算とも言うべき斜面崩壊対策の予算について、政府は公共事業予算内での優先順位をどのように考えているか。

右質問する。